

平成 28 年

社会文教常任委員会会議録

平成 28 年 6 月 27 日

田上町議会

平成28年第3回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成28年6月27日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 3番 | 小嶋謙一君 | 11番 | 池井豊君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 12番 | 関根一義君 |
| 9番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 10番 | 松原良彦君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|----------------|-----|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 保健福祉課長 | 吉澤宏 |
| 副町長 | 小日向至 | 教育委員会
事務局 長 | 福井明 |
| 教育長 | 丸山敬 | 保健福祉課長
補 佐 | 渡辺賢 |
| 町民課長 | 鈴木和弘 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小林亨
- 書記 渡辺真夜子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 3号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について
- 承認第 4号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 5号 専決処分（平成27年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について中

- 第1表 歳出の内
- 4款 衛生費
 - 10款 教育費
- 承認第 6号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
の報告について
- 議案第41号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について中
第1表 歳出の内
- 2款 総務費（2項、3項）
 - 3款 民生費
 - 4款 衛生費
 - 10款 教育費
- 議案第42号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定につ
いて

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。社会文教常任委員会の付託案件審査を開催いたします。

今日は朝起きてみたら大変よい天気、梅雨の晴れ間どころか、梅雨が明けたというか、そんないい天気になりまして、びっくりしたところでございます。私も毎日新聞やラジオなどを聞いていますと、今週1週間でしょうか、東京の舛添知事の退任の件のニュース、それが終わればそれ参議院選挙でどんどん、どんどんそのニュース、これで終わったかと思えば、この二、三日前からイギリスがEUから脱退したということで、そのまたニュースということで、ニュースに事欠かないこの今の社会でございます。私は円が高くなろうと安くなろうとどうでもいいのですけれども、国が経済がよくなって皆さんの生活がよくなれば、そういうような観点で傍聴しているというか、見ております。それでもやっぱり105円あたりの安定しているのがいいのかなというような感じもしております。

それでは、町長からご挨拶ひとつお願いいたします。座らせていただきます。

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。先般本会議大変ご苦勞さまでございました。今日本会議で付託申し上げました専決処分と28年度の補正予算ということでご審議、ご決定いただければと、こう思っております。今ほどいろいろな情勢お話ありましたが、田上町今週の土曜日、それから日曜日はあじさいまつりのメインの日でございますので、池井議員が率先して「湯のまち巡り」ということで、また新しいアイデアで企画されたようでありまして、私ものぞいてみようかなと思います。議員の皆さんももしお時間があれば、ぜひ田上町のこれからのPRのことも含めまして、ぜひ参加いただければと思っております。そういったことで、とりあえずこの6月議会もあすで終わりということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、承認第3号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第5号 専決処分（平成27年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について中、第1表、

歳出のうち4款衛生費、10款教育費、承認第6号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について、議案第41号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、そのうちの2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、最後に議案第42号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてであります。

早速審査に入りたいと思います。これより議事に入ります。

ちょっとその前に、これ6議案ございます関係上、承認第3号、4号、2議案ずつ説明して1案件ずついきますので、よろしくお願ひします。そして、細かいので、説明するページをお話ししてからお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

町民課長（鈴木和弘君） では、改めましておはようございます。それでは、今委員長のお話のとおり承認第3号と第4号の専決処分についてまず説明をさせていただきますので、お願ひいたします。

まず、議案書の2ページからになりますけれども、承認第3号でございます。専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告でございますが、例年地方税法等の一部改正をする等の法律が28年3月31日に公布をされまして、4月1日から施行されることによりまして、田上町税条例の一部を改正する必要があることから、28年3月31日付けで専決処分をお願ひしたものでございます。

主な内容は、延滞金の計算期間等の見直し、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税におきまして29年度から創設をされる環境性能割に関する規定の整備、それからグリーン化特例を1年間延長するといったものが主な内容でございますが、説明につきましては新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思ひますので、18ページの次からになります。それで、かなり条例の新旧対照表も多くなっておりますが、順番に説明すると行ったり来たりする関係がありますので、先ほど私が申し上げました主な改正のものに順番ごとに条例ここが関係するという形で説明をさせていただきたいと思ひます。ですので、ちょっとページが行ったり来たりするかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

それではまず最初に、延滞金の計算期間の見直しということでございます。これは、国税のほうで延滞金の計算の見直しがありまして、それに準じて地方税も改正をするといったのが内容でございます。具体的には、当初申告をして確定した金額が更正されて減額をされ、さらにその分増額になった場合、減額から増額になった期間を延滞金の計算から控除しますというような関係の条例改正になります。特に

地方税法、町の条例の中では住民税と法人町民税がそれに該当するというので、その関係の改正が資料ナンバー1の第10条からずっと続きまして、資料ナンバー11の38条までがそれぞれ今私が申し上げましたことの改正であります。冒頭申し上げましたちょっと特殊な例でありますので、一旦決まったものを起こして減額して上げますみたいな部分がちょっとありますので、そういった部分でいろいろと細かな部分の改正がありますが、内容としてはそういった部分の改正でございます。

それから次に、法人税割の税率の引き下げ、これにつきましては資料ナンバー3、第22条の4というところになりますけれども、法人税割につきまして12.1%を今回8.4%ということで、0.37%の引き下げをお願いする部分でございます。

それから、また少し飛びまして、資料ナンバーの12になります。第44条の関係になります。これにつきましては、独立行政法人の統合に伴う改正でございます。そこに書いてありますように、独立行政法人の労働者健康安全機構という部分が28年4月1日に独立行政法人の統合に伴うことで改正をされたということに伴う今回の条例改正になっております。

次に、軽自動車税の環境性能割の創設という部分でございます。これは、関係するところが、ちょっと戻っていただきまして、資料ナンバー1のところの第9条からその関係が出てくるのですけれども、実は今まで車を購入する場合、自動車取得税ということで、ほかの税金と違ってそういうものを取られていたかと思うのですけれども、これが29年から自動車取得税が廃止をされるということで、新たに環境性能割というものが導入されます。そういうことで、今まで町のところにはそういう取得税的な部分がありませんでした。新たに環境性能割の部分がうたわれておるという部分と、今まで軽自動車税ということで表記していた部分を今度環境性能割が導入されたことによりまして、名称を種別割ということで変更するといったのが改正の主な内容でございます。最初の資料ナンバー1の9条は単純に名称を変更するという部分でございますが、ずっと飛びまして資料ナンバー13まで、第68条のところから軽自動車税の納税義務者ということで、今ほど申し上げました環境性能割というものが新たにかかってきますよというようなことがそちらのところからずっと書かれております。

それから、資料ナンバー16、69条の3、課税標準はどうかということで、取得に要する価格、それから環境性能割の税率ということで、それぞれ100分の1から100分の3ということでうたわれております。基本的には、今の自動車取得税と何ら変わりはありません。その辺は、新たに軽自動車税で種別割としてうたわれております

が、税率等については全く変わっておりません。その辺の関係がずっと条例のほうで改正をされております。

それで、今申し上げました税率の関係なのですが、資料ナンバー28まで飛んでいただいて、27のほうを確認いただきたいと思います。これは附則なのですが、一番下、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第14条の2ということで、先ほど申し上げましたように軽自動車税のところで新たに環境性能割がうたい込まれるのですが、しばらくの間、当分の間は県が徴収をすることになっております。この部分で資料ナンバー28の第14条の5のところに環境性能割に係る徴収取り扱い費の交付ということで、県が徴収をするということで、事務に係る費用、全体の約5%相当ということになっておりますけれども、これを県のほうに交付をするという形になっております。

それから、その下の14条の6、環境性能割の税率の特例ということで、先ほど1%から車の種類によって3%ということであらうたっておりますけれども、しばらくの間、こちらにつきましても第14条のところ、営業用の車になりますけれども、これにつきましては0.5%から2%ということで、それぞれ1%を0.5%、2%を1%、3%を2%ということで、当分の間は上限は2%までだということになっておりますし、資料ナンバー29のところには、次の第2項につきましても自家用の軽自動車税についても上限を100分の2にするということで、これにつきましてもこういう形で附則のほうでしばらくの間はこういう形で設けられているといったような改正でございます。

あとは、申し上げました新たに環境性能割が導入されるということで、今までの軽自動車税が種別割に変わったという部分での改正でございます。

それから、資料ナンバー30です。資料ナンバー29からつながっているのですが、こちらが第2項の関係なのですが、これがグリーン化特例ということで、車の性能によって軽減をしていくという、これが昨年条例改正をしたのですが、昨年の時点では28年度までだということだったので、これを1年間延長するというので、29年度分もグリーン化特例を継続するというので、それぞれ75%軽減、それこそ50%、25%ということで資料ナンバー31までそれぞれ改正をさせていただくといった内容でございます。

それから、戻っていただきまして、資料ナンバー25でございます。附則の第5条ということで、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費の控除の特例ということで、今までは医療費控除というと10万円の医療費がかかったら控除します

ということになっているのですけれども、実は今度29年、30年度からですから、30年から34年度までのこれも時限立法なのですけれども、通常今まで処方箋で薬を発行していた部分を薬局に行っても薬を購入できるといった部分、そういったものについても医療費控除の特例として認めましょうというような内容です。これは、1万2,000円を超えた部分を、上限10万円なのですが、そういう形で今度医療費控除の特例ということで新たに設けるということになっています。ただ、今までの医療費控除と一緒に受けることはできませんので、選択制になります。

それから、具体的にどういう薬品がということで、今ガスター10とかロキソニンとかいろいろ言われているのですけれども、これはまた年末になってくれば具体的にこういう医療費が該当するというものが出てくるかと思えます。あくまでも来年1月1日以降からかかった部分の薬品、薬を購入した部分が新たに対象になるということになりますので、また年末になれば細かい部分が出てくるかと思えます。そういった部分の特例措置がこちらのほうに入っているという部分の改正になります。

それから、資料ナンバー26、第9条の2の関係ですが、これはわがまち特例ということで、今まで国のほうの法律でそういった率を定めていた部分を今度市町村の条例で定めるということで、ここ何年か条例の改正をさせていただいているところですが、今回につきましては新たに再生可能エネルギー等の発電設備ということで、太陽光あるいは風力、水力、地熱、バイオマス発電といった部分を今回新たにこちらのところで整備をさせていただくといったような部分の内容でございます。

第1条の関係はそういった部分の内容でございますし、資料ナンバー32から第2条関係、それから資料ナンバー35から第3条関係ということで改正がされているのですが、これは既に条例改正してまだ施行日前の関係のものについて、今回1条の関係で改正された部分を字句とかそういった部分の改正をしておる内容でございます。具体的に内容が変わったという部分でございませぬので、よろしく願いいたします。

それで、環境性能割について冒頭申し上げました自動車取得税が29年の4月1日に廃止をされるという部分は、あくまでも消費税を10%にした時点で改正をするというふうな話で、これは国の法律は28年3月31日に国会はそれで閉じておりますので、その後に10%延期するということになりましたので、今後この部分がどうなるかというのは通常臨時国会が参議院選挙終わって9月ごろから開催されるということになっておりますので、この部分はもしかしたらどういう形になるか、このまんま行くのか、これも同様に延長するのかというのがちょっとまだ今のところわかり

ませんので、場合によっては12月あるいは3月議会、この部分を延長するとか、改正するような部分の税条例の改正も出てくる可能性もありますので、一応そういうことも頭に置いていただければと思います。では、税条例の一部改正については以上でございます。

それでは続きまして、19ページからになりますけれども、承認第4号 専決処分の報告ということで、田上町国民健康保険税条例の一部改正の報告でございます。これも先ほどの税条例同様、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が28年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されることにより、今回専決処分をお願いしたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額、これを基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ2万円引き上げまして4万円に、全体的に4万円引き上げるといった部分の改正と、軽減措置につきまして判定基準の見直しの改正が行われたということでの内容でございます。

それでは、めくっていただきまして21ページの資料ナンバー45で説明をさせていただきます。まず、第3条でございますが、今ほど申し上げました課税額、第2項、基礎課税額につきまして52万円を54万円、2万円の引き上げをお願いするものでございます。第3項につきましては、後期高齢者支援金の課税額を2万円、17万円から19万円引き上げるといった改正になっております。合計で4万円引き上げということで、全体では85万円の限度額が89万円という形になります。

それから、次の第13条が国民健康保険税の減額ということで、第1項につきましては今ほど申し上げました限度額の引き上げの改正でございますし、めくっていただきまして資料ナンバー46、これは第2項の関係は5割軽減になりますけれども、1人当たりの計算、今まで26万円というのを26万5,000円ということで5,000円引き上げをしておりますし、第3号につきましては2割軽減になりますが、これも1人当たり47万円を48万円ということで1万円引き上げをするといったような改正でございます。

それで、まだ正式に所得等が確定しておりませんが、影響額的な部分から申し上げますと、限度額が改正されたことで約25万4,000円影響した人が保険税それが上がるような改正になります。限度超過額は、改正前は18世帯あったのですが、約15世帯ということで3世帯が該当するかなと。

それから、軽減の改正の影響につきましては全体で約38万4,000円ほどの影響額という形になっております。全体的にはそれほど大きな影響にはなっておりませんの

で、ただ1人当たりについては若干落ちるといふふうな改正になりますので、お願いいたします。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました承認第3号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 専決で税率も自動車のほうは変わらないということで、混乱はないと思うのですけれども、1点だけ、医療費の件なのですけれども、実はうちの話言ってはあれなのですけれども、今度からちゃんとドラッグストア行ったものを領収書全部、何でも控除できるのだから、とっておいてねみたいな感じで、うちの家内なんかも全部の医薬品が医療費控除に使えるのではないかというような勢いで話をしていたのですけれども、そこら辺の、さっき課長もガスターとかロキソニンぐらいしかとか言っていましたけれども、住民にわかりやすく知らせるような資料とかパンフレットって出ているのでしょうか。それだけがちょっと混乱しそうな気がしているのと、逆に知らない町民が医療費控除に使えるないというような不利益が出てくるような気がするのですけれども、そこら辺の訴求の仕方と、訴求というか、伝える伝え方ですね。パンフレットとかそういう説明の仕方みたいのはどのように捉えているのか、そこだけ聞かせてください。

町民課長（鈴木和弘君） 池井委員おっしゃるとおり、ただ今の段階で30年度から該当するということになると、あくまでも29年の1月1日から購入したのが対象になります。なので、私がさっき言ったのは、今ネットとかいろいろ情報を見ていくと、国の資料とか見ると、そういうものを対象にしようかなと。ですから、今まであくまでもお医者さんにかかって処方箋として薬局に行って出していた部分をだんだんドラッグストアとか、そういうところに移行していきますよと、薬が対象になるらしいということなのです。それで、今言われているのはガスター10だとかロキソニンだとかという部分がありますので、これは今後また先ほど年末になってくれば当然29年1月1日からになりますから、当然そういう情報も細かく出てくるし、どういう形で例えば池井委員の言うようにレシートを見たりとか、本当にいいのかどうかという部分また出てくるかと思うのです。当然ドラッグストアもどういう形で出すかというのも出てくるかと思うのですけれども、それをうちのほうで申告するときはどういうふうを確認するというのも多分もう少し細かな部分が出てくるのかなと。あと、これを受ける要因として私ちょっと説明しなかったのですけれども、特

定健診だとか予防接種だとか定期健診とか、それは最低限受けなさいよ、それを受けていない人はだめですよという条件もまずあるのです。ですので、まずそっちを優先。健康維持、それを受けていますよと、そうするとそれをどういうふうに判断するのかなというのもまたあるかと思うのです。どういう健診を受けたという証明が要るのかどうかという部分も出てくるかと思うので、私も最初これ見たとき変わっていいのだなと思ったのですけれども、見ていくといろいろな条件があるのだなという感覚があるので、周知するのは当然のことだと思うのですが、もう少し時期になってこないとわからないかなという現状なので。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 今池井さんの関連なのですけれども、今薬局受診して、特にロキソニンですか、張り薬なのですけれども、これは薬局行ってもいろんな種類の張り薬があると思うのですけれども、我々普通に医療費払えば3割負担で薬局行くよりか安いのですけれども、そうすると余り薬局のほうのあれはないみたいな気がするのですけれども、やっぱり緊急の場合近間の薬局行って買った場合、そういった下剤だとか、あるいはどこでも手に入ると思うのですけれども、そういう種類というのはある程度、さっき池井委員が言ったように、我々に周知できるような格好がとれば、これは薬局行っても買えるのだと、湿布薬とかロキソニンいつでも欲しいような品物なのですけれども、その辺さっき言ったように周知できたらなと、私もそう思っているのですけれども、その辺これから薬局のほうへ、そういう要望とか何かというあれは。

町民課長（鈴木和弘君） 恐らく国がまず決めますから、国が決めて、当然それで薬局なりそういう部分から行くかと思いますので、当然うちにどういう形で来るかというのもありますけれども、それは出てきた時点でいろいろ考えておかないとだめかなと思っています。今残念ながらまださっき私も池井委員のおっしゃっている、私は今ある情報だけでしかちょっとわかりませんので、今後出てきた時点でそういう周知する方法は考えさせていただきたいと思えます。

議長（皆川忠志君） 資料ナンバー3ですけれども、法人税割の税率が変わるということで、参考のために影響額どれぐらいになるかとかわかりますか。

町民課長（鈴木和弘君） 法人税は当然その時期、それこそ国に納めた法人税によって変わってきますので、ちょっとそれによって会社の影響、もうけというかな、それによってまた変わってくるのですが、今あくまでも27年度で単純に落ちると20%ぐらいですから、800万円ぐらいですか、落ちるとい感じになりますか。

議長（皆川忠志君） 800万円ということは、町の税収にとっては800万円の減収という、

そういう法人税割の見方という理解でよろしいですか。確認だけ。

町民課長（鈴木和弘君） 法人税としては多分落ちます。国の法律ですから、落ちます。ただ、交付税上は当然それも今まで法人税があった部分で計算していると思いますから、基準財政収入額上は落ちた金額で計算すると思いますので、逆に交付税のほうが入りが減るということなので、増えるのだと思います、町全体で見ると。イコールになるかどうかというのはまたあれですけども。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてないようでございますので、承認第3号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第4号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてないようですので、承認第4号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第5号、6号を議題といたします。執行の説明お願いいたします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、一般会計補正の専決、ご説明させていただきます。

ページ数でいきますと、34ページでございます。4款衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰入金でございますけれども、マイナスの84万円の専決をお願いしたものでございます。これは、国民健康保険会計に繰り出すものでございまして、出産一時金が3名減による繰り出し減でございます。

以上でございます。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、3目の環境衛生費413万7,000円の減額でございます。それぞれ年度末になりまして不用額の整理ということになっております。合併浄化槽につきましては353万1,000円の減、これにつきましては当初で5人槽で12基、6、7人槽で15基ということで予算計上していたのですけれども、実績として5人槽が6基、6、7人槽が4基、全体で10基ということで、それに伴う部分の減額でございます。

次に、環境衛生事業の60万6,000円の減額でございます。委託料、し尿汲取りの委託料でございますが、こちらにつきましても実績により予算額と比較いたしますと約11万2,000リッター分減額をお願いするものでございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 続いて、36ページをお開きいただきたいと思います。改めましておはようございます。10款教育費、4項1目社会教育総務費でございますが、1,000万円を追加をするものでございます。これにつきましては、生涯学習センター建設基金の元金積み立てでございまして、平成27年度当初予算では

4,000万円を計上しておりましたけれども、1,000万円多く積み立てが可能になったことによりまして補正をお願いをするものでございます。ちなみに、平成22年度より積み立てをしておりますが、基金の現在高につきましてはこれによって2億8,000万円となります。

以上です。

町民課長（鈴木和弘君）　続きまして、37ページからになります。専決処分の報告になりますが、同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の報告になります。

39ページになりますけれども、歳入歳出それぞれ126万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,237万2,000円とするものでございます。内容につきましては、歳入はそれぞれ交付決定及び事業確定の上、数字の整理をお願いしておりますし、歳出は先ほど保健福祉課長が説明いたしましたように、出産一時金におきまして不用額ということで減額をお願いするものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。44ページをお願いします。歳入、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金650万円増ということでございます。これは、一般の医療費の関係が国のほうからの追加ということで決定された部分でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金618万円の増でございます。これにつきましても当初で見ていたよりも見込みでかなり交付がされたことに伴う実績でございます。

5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、300万円の減額でございます。これは、退職者の医療費に伴う部分での見込みによる減額でございます。

6款県支出金、2項1目財政調整交付金につきましては、710万円の減ということになっていますが、これも一般の医療費等に伴う部分で交付決定による減でございます。

45ページ、10款繰入金、1項1目一般会計繰入金84万円、これ出産育児一時金の関係でございますが、一般会計から1人当たり42万円に対しまして3分の2を受け入れをしております。当初10人ということでしたが、7人ということですので3人分の減額でございます。

続きまして、2項1目給付準備基金繰入金300万円の減ということで、今回も財源調整ということで繰入金の減額、繰り戻しをさせていただいております。ちなみに、

27年度末見込みとしては1億8,700万円の基金残高でございます。

めくっていただきまして46、歳出でございます。2款保険給付費、4項1目出産育児一時金126万円、42万円の3人分を減額するといった内容でございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、ただいま説明がありました承認5号案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 36ページ、教育費のところなのですけれども、考え方というか、補正で1,000万円を積み増したということなのですけれども、これは予算が余ったから、足したもののなのか、それともこれは事業費がいっぱいかかりそうになってきたから、積んでおいたほうがいぞという観点から積んだのか、聞かせていただきたいのと、これ教育委員会のほうが答えることではないと思うのですけれども、こうやって余ったら積んでいくというような予算組みの仕方というのは、これいかなものなのかな。予算の積算上、こういうふうな形の予算組みの仕方というのはちょっとじっくりこないのですけれども、予算の組み方上こんなやり方しているというのは普通のことなのでしょうか。ちょっとそこら辺聞かせてもらいたいと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） この生涯学習センターの建設基金につきましては、目標額、年度では5,000万円を目標としております。当初予算で一応予算立てをするわけなのでありますが、当初予算で5,000万円の見込みが立たないという場合に、減額をした上で4,000万円というような、27年度行ってきたわけですが、それが年度途中、最終的な見込みで予算が積み増しができると、目標額にいけるといふような状況で判断をしたことから、今回1,000万円ということで予算立てをしている状況であります。それで、当初からそういう目的なものですから、当然のことながら当初では5,000万円を目標に当初予算では組ませていただくというふうな状況であります。一応当初どおり27年度については5,000万円となったというふうな状況です。

以上です。

11番（池井 豊君） なかなか通常こっちの予算が余ったから、こっちの予算につけかえみたいなのは非常に厳しく制限されていて、なかなか融通きかないなと思っていたのですけれども、当初目標がある場合はこういうふうに補正を組んで組み直すというのは通常あり得るといふような、よくあるというか、予算編成上やってもいいような行為だと認識してよろしいのでしょうか。副町長から聞いたほうがいいのかももしれないですね。そこだけ確認させてください。

副町長（小日向 至君） 私のほうで補足しますが、基本的な部分からまずお話ししま

すけれども、当初生涯学習センター建設しようということで、まず基金を積もうと、だけれども、どのくらいの規模のものを作るかわからなかったものですから、目標金額がどのくらいの金額必要かというのがまずわからなかったものですから、毎年無理なく積める金額は5,000万円ぐらいだろうということで走り出したわけです。当初予算、予算組むときにしょっぱなから5,000万円を積んでいくと、ほかの事業に影響したりしたときは、まずは目標の5,000万円でない、4,000万円ぐらいに当初予算組んでおいて、最終決算で今言いましたように執行残等が出た時点で、では目標に達成させるためにもう1,000万円足そうというのがこの状況であります。これからはある程度めどもつき始めますので、多分全体の金額がどのくらいかかって、借入れ、補助金等がどんなになるかとなると、逆に今度はきちんとした金額で当初から目標が定まるわけですから、何年後にどういうもの作ろうとなると、当初から無理してでもいいから、積んでいこうかということもこれから計算上なり得るかもしれませんが、今まだその段階にないものですから、こういう形ですし、28年度予算につきましても5,000万円という前提で走っていたという部分ですので、よろしく願いします。

議長（皆川忠志君）　今の副町長の説明といたしますか、この1,000万円というのはそうすると、これは社会教育総務費と、これは当初計画していた予算額に対して不用額という考え方なのですか、それとも事業はあったのだけれども、やらないでこの1,000万円を生み出したのか、この社会総務費の中の、いやいや、これはやめておけ、やめておけと、そういうふうな事業のやり方をして1,000万円を出したのか、その結果としてこういうふうな1,000万円。皆さんの頭は、5,000万円出そうという頭だと思うのだよね。今4,000万円しか積んでいないから、何とか1,000万円をひねり出そうと、この事業やめると、そういう後ろ向きの考え方なのかというのを、そうだとすれば5,000万円をここに積み立てればいいのではないかなと私は思うのだけれども、4,000万円を積み込んで、結果として残そうぜというふうな不用額みたいな考え方でやっているのか、どうして立てたのかちょっと教えてください。言っている意味わかるね。

副町長（小日向 至君）　そうなりますと、今回の補正の予算全体の内容をまずわかっていたただかないとだめなのです。27年度決算が出ました、3月末で。予定した事業が全体的に執行され、未執行はありませんでしたので、全体で執行され、請負差額等で一部のお金は残りました。入ってくる金は予定どおり入ってきて、もしかしたら予定以上に入ってきたのもあるかもしれませんがというのが今回の決算です。そう

することによって、おわかりのとおりもともと予算の作り方というのは、途中で予定したよりも金がかかり過ぎました、予定したよりも金が入ってきませんでしたというような予算は作りませんから、確実に入ってくる金と間違いなく執行できる予算を組むわけですから、当然決算になれば剰余金というのは残ります。それもともと予定して繰り越し金額ももともと5,000万円、6,000万円ぐらいの予算を計上しているわけですよね。例年見ますと、大体そういう計算していても1億5,000万円ぐらいの繰越金というのは出るわけです。それは、意図的にそういうふうに出しているわけではなくて、そういう形で作るのが当たり前の予算のわけですから、それをそっくり今までですと当初予算組むときに金がないだろうと思われている財政調整基金等々から繰り出ししているわけですが、それを繰り戻す形にしていますから、なおかつこういうところに積む予定がなければ、そのままそっくり基金のほうに積んでいくというのも一つのやり方ですし、今回は1億円ぐらいの要するに本田上工業団地の取得に対する補助金が要らなくなったわけですから、それを今回減額しているわけです。そのために基金のほうにも戻したりしているわけです。そういう形の組み替えの中で一番はじめに話したように、本当は毎年5,000万円ずつ積んでいきたいなというふうに見ていたのですけれども、当初予算組むときにどうもそこに5,000万円積むともっといっぱい基金を取り崩さなければならなくなるかもしれないからということで、まず1,000万円少な目の4,000万円を当初予算に計上しているということですから、今回たまたまそういう形で執行残が残っているから、それを当初予算の目的どおり1,000万円計上して、予定どおりの基金を、生涯学習センターの基金ですが、充てていきたいなと、そういうだけの話ですので、今後はさっきも言いましたように生涯学習センター等を道の駅の関係で例えば10億円かかるうちのどうしても一般財源ここで基金として5億円足しておかなければだめなのだから、積んでおかなければだめとなると、逆に何年までに幾らの基金が要するという逆計算して行って、当初予算から無理してでも積んでいくと。逆にほかの事業に対して優先度合いだから、それは高ければほかの事業やめてでも積んでいくという、それが予算の作り方になると思いますので、よろしくお願いします。

議長（皆川忠志君） 今のおっしゃられた考え方はよくわかるのです。総務産経委員会でも財政調整基金に1億円超えるのを積み立てましたよね、年度末に。ただ、私らは年度末の決算は見ていないのです。中身はわからない。今そう言われても私ら何にもわからない。どこにどれだけ不用額があるかわからないではないですか。私が言いたいのは、行政の予算の考え方というのは、民間と違う部分というのはいっぱ

いありますよね。結局予算主義のところあるから、使っていきましょうという発想だと思うのですけれども、もしそういうことの考えが基本があるとすれば、町も飢える意思を持ってここはこれぐらい積まなければいけないという部分は、私はあってもいいのではないかなというふうに思っています、今の考え方聞くとこっちやるとこっちの事業ができなくなる、だからこっちの余ったのを使おうぜと、そういう受動的な考えだよね。本当はこういうふうにやらなければいけない部分というのはあるわけだから、僕は演説打つわけでないのだけれども、そういう考え方も少しこれから大変な金が要るわけだから、そういう部分はもう少しシビアにやっていたらいいのではないかなというふうに思っていますので、これは私の考え方を言わせてもらって、もし答弁あれば、なければ。

副町長（小日向 至君） 27年度の決算が議員さんのほうではわかっていないよと。私らのほうもわかっていません。ただ、決算見込みとして今想定したのがございまして、31ページ見ていただいておわかりのとおり、間違いなく入ってくるという確実な歳入については増額しているわけですし、それからここにありますように34ページの歳出のほうについては完全に要らないものを減額していると、この差が決算見込みの一つですし、あとは細かい執行残、毎年9月議会になりますと電気料がちょっと減っただとか、足りたとかどうだとか、これは3月31日までに使った部分が次の月になってから請求書が来ますから、やはり少し残しておかないと、結果としては残るのですけれども、そういう細かいのが出てくると。これが例年ですと大体1億二、三千万円、四、五千万円ぐらいだろうなという想定はもうついています、内訳がそういう細かい部分まで出てくるということです、まずそれを理解していただきたいのと、さっき何回もお話ししたように、今までは生涯学習センター作ろうというのは優先順位的には高かったのですが、執行時期も規模もはっきりしませんでしたから、金額載せられなかった。ようやく目標の年度とある程度の規模が見えてきたから、総体金額もこれから計算していったときにはっきり見えてくると、さっき言いましたように、今度はそれに合わせたちゃんとした財源確保のために一般財源のための基金は積んでおかなければだめだろうと思って、今までとちょうど今タイミングのずれが出てきている、時期的にずれが出てきているということです、考え方自体は議長がお話しされたのと基本的には変わっていませんので、よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご質疑のある方ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、承認第5号に対する質疑は終了します。

次に、承認第6号を議題といたします。ただいま説明のありました承認第6号の案件についてご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第6号に対する質疑は終了いたします。

それでは、時間があるようですので、次に議案第41号、42号を一括議題といたします。執行の説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の58ページをお願いします。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費569万5,000円の減額になっておりますけれども、4月1日付けでの人事異動に伴う職員の人件費、給与、職員手当、共済費の補正でございます。

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費83万9,000円の減、これも同様に4月1日の人事異動に伴う人件費、給与、職員手当、共済費の減額でございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 59ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側の説明欄のところで説明させていただきたいと思えます。

黒いひし形の社会福祉総務事業でございますけれども、3款の773万9,000円の補正でございますけれども、これは4月1日付けの人事異動による人件費の減でございます。その下のひし形の臨時福祉給付金事業でございます。補正額が1,052万4,000円でございます。大きな費目だけ説明させていただきます。その下、職員手当ということで151万2,000円でございます。時間外手当でございます。この事務をやるのにどうしても申請書の処理が集中いたしますので、そのための超勤でございます。

1ページはぐっていただいて60ページでございます。13節委託料で50万8,000円でございます。電算のシステム改修によるものでございます。19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金で660万円の補正でございます。28年度でございますけれども、1人3,000円の給付金でございます。どういう方が対象かといいますと、28年度において市町村民税の均等割が課税されていない方でございます。なおかつ28年1月1日現在で田上町に住民登録している方でございます。その下でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますけれども、総額で488万9,000円でございます。13節委託料でございますけれども、これも38万9,000円、電算のシステム改修でございます。その下、19節負担金補助及び交付金450万円でございますけれども、年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますけれども、括弧として障害者、遺族年金の受給者向けということでございますけれども、これ1人3万円の支給ござい

ます。先ほど説明しました臨時福祉給付金の対象者のうち、障害者及び遺族年金を6月にもらえる方が対象でございます。ただし、27年度の繰り越し予算、3月にお願ひしたのですけれども、その方は対象外でございます。どういう方が対象かといいますと、繰り越し予算でございますけれども、65歳で非課税者ということでございます。もしくは、課税者に扶養されている方が対象外と、これが繰り越し予算のものでございます。それ以外の対象者が対象でございます。

その下でございますけれども、3目障害者福祉費でございますけれども、右側、負担金補助及び交付金で10万円でございますけれども、61ページに説明書いてあるのですけれども、身体障害者用の自動車改造費の補助10万円でございますけれども、これは身障者自ら車の運転をするのに改造する経費でございます。どういう方が対象かといいますと、手足などに障害がある1級、2級の身障者手帳をお持ちの方でございます。

私の説明は以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） その下、61ページになります。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、3,000円の減額をお願いするものでございます。児童福祉総務事業の中で2節給料から4節共済費につきましては、4月1日の人事異動に伴い減額補正をお願いするものでございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、62ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。右側の説明欄で説明させていただきます。保健衛生総務費400万4,000円の増額でございます。これにつきましては、4月1日の人事異動による増でございます。その下のその他事業でございますけれども、繰出金、国民健康保険会計に繰り出すものを92万8,000円を補正をお願いしたいというものでございます。システム改修による繰出金の増でございます。

以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 続きまして、65ページになります。10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費でございますが、101万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうであります。2節給料から4節共済費につきましては、4月1日の人事異動に伴い減額補正をお願いをするものでございます。

続いて、66ページをお開きいただきたいと思ひます。2項小学校費、1目学校管理費の139万4,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところでありまして、羽生田小学校その他事業の4節共済費及び7節賃金につきましては、羽生田小学校で介助員1名の増員を組みたいことから追加をお願いをするものでござ

います。現在羽生田小学校には特別支援が必要な児童が8名おりまして、2名の介助員で知的3名1クラス、自閉、情緒で5名1クラスの2クラスを支援しております。しかしながら、今年度入学をした1年生の中にその日の気分によって活動に参加できない児童がおり、担任だけで手に負えないため、介助員から支援をしてもらうことが多くなってきております。また、環境の変化などにより不適用な状態となって、1対1の対応が必要となるなど、学校からは介助員1名の増員をお願いされ、支援が必要であるとしたことから今回の補正をお願いをするものでございます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、146万1,000円の減額をお願いをするものでございます。説明欄のところになります。生涯学習事業では2節給料から4節共済費につきましては、4月1日の人事異動に伴い減額補正をお願いするものでございます。また、8節報償費4万5,000円の追加につきましては、音楽振興基金を活用いたしまして、音楽の振興を図る事業としてロビーコンサートを開催するため、本年度3回分を見込むものでございます。なお、1回の演奏に講師謝礼といたしまして、1人当たり交通費を含み5,000円とし、3名分を想定しております。出演者につきましては、町の広報紙やホームページ、生涯学習情報などを活用いたしまして公募をしていく予定であります。なお、最初の第1回目の開催を8月ごろに実施をする予定でございまして、現在音楽指導者の会に依頼するよう準備を進めているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

町民課長（鈴木和弘君）では続きまして、72ページをお願いいたします。議案第42号 平成28年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、歳入歳出それぞれ92万8,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出それぞれ16億492万8,000円とするものでございます。

先ほど保健福祉課長からも話がありました。実は今年の10月、平成30年度に国保が都道府県化するに当たりまして、県のほう、国からそういう算定のシステムが来まして、それで必要な情報等をもとにして県内市町村の納付金がどの程度になるかというものを10月ごろに示したいということで、そのシステムを使うに当たって必要な情報、今言われているのは300から400ぐらいの情報が要るだろうという中で、うちのほうの電算システムのほうから必要なデータを引き出して、そちらを使うということで、改修経費ということで今回補正をお願いするものでございます。具体的には、77ページに歳入として一般会計から92万8,000円の繰り入れをしまして、めくっていただきまして78ページで電算業務委託料ということで92万8,000円の追加を

お願いするものでございます。当初予算の段階で間に合えば、何とか補正ではなくて当初予算の計上も考えていたのですが、実は国からの仕様がなかなか来ずに、業者ともいろいろ話をしたのですけれども、4月、連休前ぐらいにようやく何とか見えてきて、10月ごろにはということですので、今回補正をお願いしていろんな情報を提供して、それに間に合わせたいということで今回お願いした内容でございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が2つ終わりました。

議案第41号について質疑を行います。質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 確認しておきたいのですけれども、教育費の学校管理費なのですけれども、去年の27年度末で介助員の数は田上小学校が4人、羽生田小学校が2人、それから中学がたしか1人だったと思うのですけれども、年度末になりまして待遇改善で1人おやめになるというような話があって、1人やめたと思われるのですけれども、「きずな」の5月号で介助員の募集されていますね。その辺の結果、今あわせて羽生田小学校2名のところ3名になるということで1人増なのですけれども、「きずな」の5月号の応募の中でその補助が満たされたのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今現在田上小学校で介助員4名、それから羽生田小学校で先ほど説明したように2名、田上中学校で1名の介助員が現在おります。5月の「きずな」での広告につきましては、田上中学校の養護教諭の先生が産休に入るということで、その募集を行ったものであり、その方が産休に入るということで、今現在働いている介助員の方が養護教諭の免許を持っておりますから、その関係で1名補足をするということで今回介助員の募集を行ったところであります。現在、先ほど言ったように、羽生田小学校につきましては2名の介助員で実質やっておりますが、先ほど説明したようになかなか厳しい状況があるということも含めて、今回1名の増ということでよろしくお願ひしたいと思います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） だから、それで補充の何かはちゃんと計2名のあれがなったのですかという確認なのですが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほども4月1日現在で補充のほうは何とかなったということで、4月1日から産休のかわりです。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 中学のほうね。では、羽生田小学校の1人増というのは、これから募集またかけるわけなのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 羽生田小学校につきましては、これから募集をかける、要は2学期からというふうにしております。

11番（池井 豊君） 60ページの年金生活者の件なのですけれども、私のちょっとそしゃくが悪くて、これなぜ補正予算でここに出てきたのかというところを聞かせてもらいたいのですが、該当する人がどんな条件でというのは、それはそれでわかるのですけれども、繰り越しがどうまたがって、毎年このままやっているルーチンの作業なのですか。毎年ここでこんなふうに補正で盛られるようなものなのか、ここでなぜこういうふうに補正で出てきたという理由を聞かせてもらいたいのですけれども。そういう説明があったのかなかったのか、私も理解できなかったのもので、お願いします。年金生活者。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 補正の話でございませぬけれども、国の動向を見まして私ども補正で上げさせていただきました。

以上でございませぬ。

（何言っているかわからないの声あり）

保健福祉課長（吉澤 宏君） 補佐のほうで説明させていただきます。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 年金生活者の交付金につきましては、国は当初予算で計上しておりました。国というか、県ですね。説明会においては、当初予算か補正予算か上げるのはその市町村に任せますということで、県内の市町村見ても当初予算で上げているところもありますし、うちのように補正予算で上げているところもございませぬので、うちのほうはその辺の状況を見まして、きちっとした情報がわかった段階でということで補正予算ということで上げさせていただいたということでもあります。よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませぬでしょうか。

ないようですので、私から1つお願いいたします。60ページの障害者の車の補助金10万円なののですけれども、これは最高で10万円出すということですか、それともいろんな改造によっては負担額が違ふとか、そういう縛りというか、そういうものがあつたら、簡単で結構です、教えてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 10万円が限度でございませぬ。

以上でございませぬ。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにありませんでしょうか。

ないようですので、議案第41号に対する質疑は終了します。

次に、続けて議案第42号について質疑を行います。質問のある方、ご発言願いま

す。

ないようですので、議案第42号に対する質疑は終了します。

ここで一旦休憩とりたいと思いますので、お願いいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、決められた時間になりましたので、再開いたします。

これより討論及び採決を行います。

承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決しました。

次に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり決しました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり決しました。

続きまして、承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。執行の皆様方、大変ご苦労さまでございました。

本会議には、今回出ました内容を整理して報告いたします。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成28年6月27日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦